

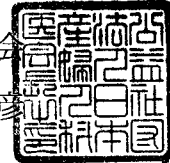
日産婦医会発第 238 号

平成 23 年 11 月 19 日

公益社団法人日本産婦人科医会会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会

会 長 寺尾 俊彦



福島県が実施する「県民健康管理調査」への協力について(お願い)

日頃より本会業務に関しご尽力くださり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 11 月 10 日<23 健 第 4601 号>をもちまして、別添のとおり福島県知事から本会会長及び会員宛に「県民健康管理調査」に関する依頼があり、当会として協力することに理事会で決しましたので、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

この調査は、福島県における東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射線の影響を踏まえ、長期にわたり福島県民の健康を見守り将来にわたる健康増進につなげていくことを目的としたものです。この中に福島県内外に離散された「妊産婦に関する調査」があり、これに日本産婦人科医会として全面的に協力するとしたものです。

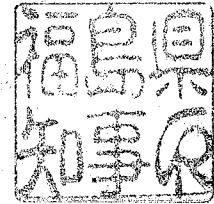
なお具体的には、別添資料をご覧くださいご確認くださいのですが、主たる作業は、福島県域行政発行の母子健康手帳を所持されている方と福島県にて里帰り等で分娩された方に、本調査の存在をお示しいただき、連絡先等をお教えいただくことです。

以上ですが、医会会員各位には、特段のご配慮の程よろしくお願いいたします。

23健 第4601号  
平成23年11月10日

日本産婦人科医会 会員各位

福島県知事



福島県「県民健康管理調査」(妊産婦に関する調査)について(依頼)  
本県の医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力と御理解をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

このたび、福島県では、東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射線の影響を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を行うこととしました。

この「県民健康管理調査」の一環として、平成22年8月1日から23年7月31日の間に母子健康手帳申請(交付)者を対象とした「妊産婦に関する調査」を実施することとしておりますが、実施に当たっては、貴機関の専門医等の御協力、御支援が欠かせないものと考えております。

つきましては、当該調査の趣旨を御理解いただき、御協力、御支援くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は、公立大学法人福島県立医科大学を実施主体として、福島県が委託して実施しております。実施主体である福島県立医科大学からあらためて御相談、御依頼申し上げることとなりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

(事務担当：保健福祉部健康管理調査室 前田 電話 024-521-8229)

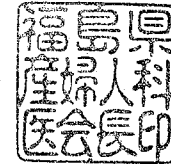
平成 23 年 12 月吉日

日本産婦人科医会 会員各位

福島県立医科大学理事長 菊地臣一



福島県産婦人科医会会長 幡 研一



福島県産科婦人科学会会長 藤森敬也



福島県妊産婦に対する平成 23 年度県民健康管理調査  
(妊産婦用調査票)実施にあたってのご協力依頼

謹啓

初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、福島県から移動・避難された妊産婦様のご診療に当たっては、格段のご協力とご理解をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、今回の震災に伴い、福島県全県民に対する県民健康管理調査を福島県が行うことになりましたが、妊産婦様に対しましては妊産婦用調査票を用いて質問紙調査を行うことになりました。福島第一原発の事故以降、多くの福島県民は不安を持ち、県内での移動・避難はもちろん、県外まで移動・避難した方も多数いらっしゃいます。そのため、各自治体や医療機関も妊産婦の移動状況のすべては把握できておりません。

福島県といたしましては、今回の震災以降、不安を持った妊産婦の体調の変化や課題などを収集し、母児管理指導を含め不安を払拭するために健康調査を行うことになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、今回の震災以降に福島県より移動・避難され、先生の施設を受診された妊産婦様に対しまして、別紙の「福島県より県外へ移動された妊産婦様へ」をお渡しいただくとともに、妊産婦様ご自身が下記に連絡し調査票の交付を受け、ぜひ回答いただけるよう促すなどご周知いただければ幸甚に存じます。なお、妊産婦用調査票サンプル版を添付いたします。

対象妊産婦に関しましては、平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに、福島県内の地方自治体から母子健康手帳の交付を受けた方、ならびに福島県外の地方自治体から母子健康手帳を交付された方であっても、福島県内に転居または滞在して 3 月 11 日以降に福島県内で妊婦健診を受けたり、分娩した方（いわゆる里帰りをした方）を対象といたします。

対象となられました妊産婦様に対しましては、下記事務局はじめ、妊産婦専用の相談窓口の設置が予定されており、これらが窓口となりますので、先生へのご負担が大きくなるように対処いたします。

末筆ながら、先生の益々のご発展、ご健勝を御祈念申し上げご依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」をご診察された場合の妊産婦様からの連絡先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00)

ホームページ <http://www.fmu.ac.jp/Welcome-s.html>